

## 令和3年度 坂井市社会福祉法人連絡会事業計画

～～～住みやすい安心して暮らせる地域をめざして～～～

### 1 目的

誰もが安心して暮らせる坂井市づくりのため、市内の社会福祉法人が連携し、地域における公益活動を行うこと目的とする。

### 2 設立総会

(1) 設立総会 令和3年4月

規約の制定 正副会長等の選出 事業計画 予算(案) 審議

(2) 講演：越前市地域公益活動推進協議会活動動について

### 3 会員法人間における情報交換と連携の強化

(1) 法人連絡会総会の開催 令和3年4月

(2) 運営委員会の開催 (4か月に1回程度) 5・9・1月予定

① 地域における課題等や法人の公益的な取り組みについて

② 分野ごとの課題解決について

③ 坂井市行政の取組について(地域福祉計画、災害時対応 等)

(3) 研修会の開催 (年1～2回) 8・2月予定

① 法人間における公益的な取り組みについて

② 災害時における法人間の情報交換、研修会の開催

### 4 社会福祉法人連絡会の市民への周知

(1) 広報

広報誌やホームページを活用しての広報 (法人紹介、メッセージ等)

### 5 その他

(1) 地域における社会資源の取り組みについて(情報把握)

#### 「地域における公益的な取り組み」の責務化(社会福祉法規定)

営利法人等多様な事業主体が福祉サービスに参入する今日、税制等で様々な優遇措置を受ける「社会福祉法人」との違いが強く問われています。

また、以前から“既存の制度では対応できない人々を支える”ことを本旨とされる社会福祉法人としての取り組みが、広く一般に知られていないという現状もあります。

これらを踏まえ、社会福祉法人の今日的意義は、社会福祉事業にかかる福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすとともに、《他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにある。》とされ、社会福祉法の改正により『地域における公益的な取り組み』の責務(社会福祉法第24条第2項)が規定、施行されている状況です。